

## 第24 回基本方針策定タスク 議事録

- 1.日時 : 平成20 年9 月8 日(月) 13:30~ 15:30
- 2.場所 : 日本電気協会 4 階B 会議室
- 3.出席者 : ( 順不同, 敬称略)
  - 出席委員 : 越塚主査(東京大学), 関村(東京大学), 新田(日本原子力発電), 宮田(東京電力), 白井(関西電力), 近江(日本原子力発電谷口代理), 牧野(日本電気協会) (7名)
  - 欠席委員 : 田口(東京電力), 石沢(東京電力), 渡邊(東京電力) (3名)
  - 委員空席 : 運転・保守分科会 (1名)
  - 事務局 : 高須, 国則, 平野, 石井, 大東, 糸田川(日本電気協会) (6名)
- 4.配付資料
  - 資料 24-1 第 23 回基本方針策定タスク議事録(案)
  - 資料 24-2 「規約, 運営規約細則」改定・新旧比較表
  - 資料 24-3 「規格作成手引き」改定・新旧比較表
  - 資料 24-4 「活動の基本方針」改定・新旧比較表
  - 資料 24-5 電子メールによる賛否の問い合わせの合法性について
  - 資料 24-6 基本方針策定タスクからの審議・報告事項について
  - 資料 24-7 規約, 細則改定に関する検討事項について
  - 参考 1 第 29 回原子力規格委員会議事録(案)
  - 参考 2 他学協会の規格策定規約の内容について
- 5.議事
  - (1) 主査挨拶, 定足数確認

事務局より, 平成20年6月24日の原子力規格委員会後, 委員長が副委員長と協議して越塚幹事を基本方針策定タスクグループ主査に任命した旨の報告が行われた。越塚主査の挨拶の後, 事務局より, 委員総数10 名(運転・保守分科会幹事空席により, 1名減)のうち出席委員は代理出席者を含めて7 名で, 委員総数の3 分の2 以上であり, 議案決議の定足数を満たしていることが報告された。代理出席者1名については, 主査の承認を得た。
  - (2) 前回議事録の確認

事務局より前回議事録(案)(資料24-1)について紹介があり, 原案どおりで正式議事録とすることが確認された。
  - (3) 規約等の改定について
    - a. 「委員会規約」, 「分科会規約」, 「運営規約細則」の改定(資料24-2,6,7,参考2)

事務局より, 資料に基づき, 改定内容の説明及び検討事項の内容説明が行われ, 審議した。

(主な意見)

  - ・「編集上の修正を超えた」という表現は, 「編集上の修正」の定義は現状は記載していないことから, 違和感がある。「編集上の修正以外の」などの表現がよいのではないか。
  - ・過去には, 定義の代わりに, 事例集を入れればよいのではないかというような意見もあった。資料24-2本文および添付1について, 日本機械学会でも使っている, 「編集上の修正を除く」に統一して, 修正する。
  - ・「原案」の定義は, その都度の提案が原案ではないのか。意見がついてもとの案に復帰する場合は原案に戻すという使い方をするが。
  - ・提案者である分科会で決議された案が原案であり, 運営規約細則4.1(1), (2)に記載されているところが定義に相当しているのではないか。その都度, 分科会が提案するものが原案である。押承。
  - ・いつの時点で原案から成案になるのか。

書面投票が原子力規格委員会で承認された時点を成案とするのか, 発刊する日を成案とするのかは決める必要があるのではないか。

現状は, 公衆審査の意見対応が原子力規格委員会で決議された日, 意見がない場合は公衆審査の最終日を制定日としている。
  - ・委員会規約第14号3項二号の再投票の場合の決議条件の記載は必要ないのか。運営規約細則には記載はあるが。

再投票で新たな反対があった場合などを含めて、現状は細則側に記載している。

- ・再投票だから、もとの投票と同じ条件で投票するということが。そこを今回、明確にした。
- ・三号の場合は、すべて反対はあっても2/3以上の賛成で可決するのか。今回、運営規約細則の4.1(2)(j)項に、編集上の修正を除く変更がある場合は、委員長が一号か三号かを判断することになっている。
- ・フロー図の中で、だれが判断するかが明確になっているか。編集上の修正の判断部分について、委員長、分科会長が判断することを追記する。
- ・資料24-2の3頁4.3(3)で、「編集上の修正については、分科会の責任で行う。」と記載しているが、委員長が編集上の修正と判断したものに対して、分科会に依頼して対応してもらっているのか。「分科会が対応する。」ということではないのか。9月30日の原子力規格委員会までに修正案を考えて、各委員に送付して確認いただくこととした。
- b. 「規格作成手引き」、「活動の基本方針」の改定(資料24-3,4)  
事務局より、資料に基づき、改定内容の説明が行われ、審議した。

(主な意見)

- ・ JEAC・JEAG説明文の見直し部分は、規格委員会に対しては、(提案ではなく、)報告か。説明文については、見直し結果の報告である。
- ・「最新版はホームページで確認できます。」と注記する件だが、即日、ホームページは更新されるのか。日本電気協会内のシステムとして、仕上がっているのか。規定する限りは、これに基づいて業務を行うので、遅滞なく対応するようにしたいと考えている。
- ・説明文の中に、資料24-3の2頁上18行目の「・・・自主的に制定された民間規格基準です。」と、資料24-4の1頁上15行目の「・・・自主的に制定された民間の自主基準です。」が、整合していない。「・・・自主的に制定された民間規格です。」が正解であり、両者ともこれに合わせて修正する。

(4)電子メールによる賛否の問い合わせの合法性について(資料24-5,6)

事務局より、資料に基づき、原子力規格委員会委員からの指摘に対する対応方針の説明が行われ、審議した。その結果、次回の9月30日の原子力規格委員会における対応としては、当該書面投票結果の報告時に、委員から指摘があったことにフレ(参考資料として書面投票依頼文を配布資料に含めておくことも検討する。)、委員に指摘の論点について発言を求め、それを受けて基本方針策定タスクで検討する方向とした。

(主な意見)

- ・ルールに基づき、「電子メール、FAX又は郵便で」回答を求めており、問題はない。委員の指摘は、問題であり、その論点を整理しないといけないルールに基づいているかというよりも、電子メールによる投票における一般的な懸念についての。その上で、今後基本方針策定タスクで規約の見直しも含め検討するという方向だ。
- ・9月30日の原子力規格委員会では、委員から論点を伺う。我々はルールに基づき、しっかりやってきているのであり、そこは明確にしておきたい。ルールをこれから作るのとは、違う問題点である。
- ・賛否の問い合わせ文書は、資料に加えるのか。9月30日の原子力規格委員会では、今回の電子メールによる問い合わせ文書等を、参考資料に含めておくことも検討する。また、資料24-5は使用せず、又、24-6の2.項は削除する。
- ・ホームページに委員がパスワードで入って行う投票形態について、実効性は別にして、日本電気協会でも今後考え得る話と思うがどうか。日本機械学会などの採用状況を調べてみたい。

以上を踏まえ、(3)項の規約等の改定について、本日の審議結果を資料に反映し、全委員に送付・確認後、9月30日の原子力規格委員会に提案することが、全員の挙手により承認された。

以上